広報くにみお知らせ版

平成 29 年 11 月 21 日号 編集・発行 国見町総務課

●献血のお願い

血液は、医学の進歩した現代においても人工的につくることができない貴重なもので、病気やけがで必要なとき、多くの方々の善意である「献血」によって支えられています。

今年度第3回目の国見町の献血が次のとおり実施されますので、一人でも多くの方のご協力をお願いします。

■月日 11月29日(水)

場所	受 付 時 間
国見町役場	9:00~11:30
(株)荏原風力機械	1 2:0 0 ~ 1 3:0 0
公立藤田総合病院	1 4:3 0 ~ 1 7:0 0

■**献血基準** (献血可能日は献血カードで確認できます)

4 0 0	m 1 献血	200m1献血		
年齢	17歳			
(男性)	~69歳※	16歳		
年齢	18歳	~69歳※		
(女性)	~69歳※			
体重	男女とも	男性45Kg・		
产里	50Kg以上	女性40Kg以上		
年間	男性1,200m1以内・			
総献血量	女性800m1以内			

※65歳以上の方は、60~64歳の間に 1回以上献血経験のある方に限ります。

- ■次に該当する方は、献血をご遠慮いただいています。
- ・エイズ(HIV)検査が目的の方
- ・海外から帰国(入国)して4週間以内の方
- ・英国に1980年から1996年まで 1カ月以上の滞在歴がある方
- ・B型・C型肝炎ウイルスやエイズウイルス の保有者(キャリア)と言われた方
- ・妊娠・授乳中または6カ月以内に出産、流 産された方
- ・輸血や臓器の移植を受けたことのある方
- ・3日以内に出血を伴う歯科治療(歯石除去を含む)をした方
- ※服薬について、薬の種類によって献血をお願いできる場合がございます。
- ■献血にご協力いただきますと『国見町健康 ポイント事業』で500ポイント貯まりま す。

■問い合わせ

保健福祉課保健係 ☎585-2783

●高齢者インフルエンザ定期予防接種の実施期間を延長します

インフルエンザワクチンの製造・出荷に遅れが生じているため、今年度に限り実施期間の終了を平成29年12月28日から平成30年1月31日までに延長します。

■対象者

- ①接種時満65歳以上の方
- ②接種時60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害があり、身体障害者手帳1級に相当する方

■自己負担金

1,400円 (生活保護世帯は無料) ※ただし、福島県立医科大学附属病院で 接種する場合は2,749円となりま す。

■実施期間

平成30年1月31日まで

■持参する物

保険証(保険適用外ですが、年齢等確認 のためご持参ください)

■その他

実施医療機関に必ず予約をしてから受診してくだい。

■問い合わせ

保健福祉課保健係

☎585−2783

●平成30年度国見町奨学生の募集

町では、経済的な理由で修学することが困難な方のために、奨学資金制度を設けています。 奨学資金には、在学中に無利子で長期間貸し付ける修学資金と入学時に無利子で貸し付ける 入学支度資金の2種類がありますので、希望される方は次の内容により申し込みされますようお知らせします。

■修学資金

•貸与金額(月額)

高等学校 10,000円以内 高等専門学校 15,000円以内 大学 20,000円以内

- ・貸与期間 平成30年4月から最短修学期間
- ・返還方法 貸与終了(卒業)の6か月後から 10年以内に返還。無利子。

■入学支度資金

• 貸与金額

高等学校 15万円以内大学 25万円以内

- ・貸与方法 合格状況を確認後、一括振込。
- ・返還方法 最短修学期間内に返還。無利子。

■募集人員 どちらの資金も若干名

■手続き方法

- ・提出書類 ①奨学生願書(本人記入)※連帯 保証人の欄について、本人の自署でお願い します。②奨学生推薦調書(学校記入) ③ 平成29年度(28年分)所得証明書(世帯 全員分)
- ・申込受付期間 平成30年1月4日(木)~1月12日(金)まで(土、日、祝日を除く)
- ·申込先 国見町教育委員会学校教育課
- ※県北中学校在学中で、高校、高専へ進学予 定者は、直接中学校に申し込みください。

■その他

- (1)提出書類①、②は学校教育課、県北中学校にありますので、事前にお受け取りください。
- (2) 申請内容を審査し適当と認めた場合、貸与決定とします。
- (3) 不明な点は、学校教育課までお問い合わせください。

■問い合わせ

学校教育課学校教育係

☎ 5 8 5 − 2 8 9 2

●事業用資産をお持ちの方は 償却資産申告が必要です

国見町内で会社、商店、農業、不動産などの事業を行っている方(法人及び個人)で、事業用資産(償却資産)をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について、申告していただく必要があります。

前年に申告をいただいた方、又は申告の必要があると思われる方については、12月11日に申告のお知らせを送付します。申告書を作成のうえ、期限までに申告書を提出していただくようお願いします。

■提出期限

平成30年1月31日(水)

■問い合わせ・提出先

税務課課税係 四585-2779

●空き巣に注意!!

国見町内で空き巣が連続して発生していま

外出時や就寝時には玄関や窓の施錠をする など、防犯対策の徹底を行ってください。

また、不審者や不審な車を見かけた場合は 『110番通報』をお願いします。

■問い合わせ・連絡先

住民生活課住民防災係

☎ 5 8 5 − 2 1 1 6

●固定資産税 第4期

<u>納期限は、11月30日(木)です。</u>

●国民健康保険税 第5期

忘れずに納めましょう!

●粗大ごみの収集・ごみの 出し方のお知らせ

町による<u>粗大ごみの12月の収集日</u> は、6日(水)と20日(水)です。

粗大ごみを出すときは、収集日の前日 (平日の8:30~17:15)までに、 品目・数量・ごみ置場の番号を住民生活 課へご連絡ください。受付の無いものは 回収できません。

~ごみの出し方について~

- ごみ袋には名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。
- ・ごみ置場にごみを出す際は必ずネット 等をかけるなどして、カラス等がいた ずらしないよう注意してください。
- ■問い合わせ・連絡先 住民生活課住民防災係 ☎585-2116

●不法投棄は犯罪です

不法投棄とは法律(廃棄物の処理及び 清掃に関する法律)に反して決められた 場所以外に、廃棄物を投棄することです。 「少しくらいなら」と不法投棄した場合、 「法律第25条第1項第14号」に違反 することになり、【5年以下の懲役若しく は、1,000万円以下の罰金】に処さ れ、又はこれを併科されます。「知らなか った」としても法律に反していれば逮捕 されることも十分にあり得ます。

■問い合わせ・連絡先 住民生活課住民防災係 **☎**585-2116

●使用済小型家電リサイクルの 特別回収

町では昨年の12月から使用済小型家電の回収を開始しましたが、回収ボックスに入らない小型家電の回収を次のとおり実施します。

ごみの減量化と再資源化にご協力をお願いします。

また、受付時間を変更しましたのでご注意 願います。

■日 時 11月26日(日)

 $8:30\sim12:00$

■場 所 国見町役場

1階 住民生活課

■対象品

パソコン、ラジカセ、電話機、ビデオデッキ、カーステレオなど回収ボックスに投入できない縦 $15~\mathrm{cm} \times$ 横 $30~\mathrm{cm}$ 以上の小型家電

■問い合わせ・連絡先

住民生活課住民防災係

☎ 5 8 5 − 2 1 1 6

●ペットはマナーを守って 飼育してください!!

- ○犬などのペットを散歩させる際には、ビ ニール袋等を持参し、フンは放置せずに 必ず持ち帰って、飼い主の責任で処理し てください。
- ○飼い犬を迷子にさせないでください。 (鑑札、注射済票番号を装着すること で、飼い主がわかります。)
- ○ペットが逃げてしまったら、保健所、役場、警察等へすぐ連絡しましょう。
- ○ねこの放し飼いは、ご近所への迷惑や交 通事故の発生に繋がりますので、室内で の飼育に努めてください。
- ○野良ねこへエサを与えるとその場所が ねこのたまり場になり、ご近所への迷惑 に繋がります。ねこにエサを与える方は 「ご自身が飼い主である」ことに責任を 持って飼育してください。

■問い合わせ・連絡先

住民生活課住民防災係

2 5 8 5 - 2 1 1 6

県北保健福祉事務所食品衛生チーム

☎ 5 3 4 − 4 3 0 5

復興情報 第115号

平成 29 年 11 月 21 日

国見町災害対策本部(国見町大字藤田字一丁田二1番7) 電話番号 585-2116

①町内各地の空間線量率

(単位:マイクロシーベルト/時)

	 	(1)		. , , ,
地区	測定場所	測定条件	11/8	11/15
小 坂	小坂農村総合管理センター(土)	1m	0. 10	0. 11
小 坂	泉田中集会所(土)	1m	0. 10	0. 10
藤田	石母田財産区事務所(アスファルト)	1m	0. 06	0. 08
藤田	観月台文化センター(芝生)	1m	0. 09	0. 08
森江野	上野台運動公園管理棟(アスファルト)	1m	0. 09	0. 10
森江野	森江野町民センター(アスファルト)	1m	0. 08	0. 08
森江野	塚野目集会所(アスファルト)	1m	0. 10	0. 11
森江野	桜の森(土)	1m	0. 13	0. 13
大木戸	大木戸ふれあいセンター(土)	1m	0. 07	0. 09
大木戸	貝田駅(土)	1m	0. 21	0. 15
大 枝	国見東部高齢者等活性化センター(土)	1m	0. 10	0. 10

◆問い合わせ 住民生活課 ☎585-2158

②保育所・幼稚園・小学校・中学校の空間線量率

(単位:マイクロシーベルト/時)

測定場所	測定条件	11/1	11/8	測定場所	測定条件	11/1	11/8
藤田保育所	50 c m	0. 12	0. 09	国見小学校	50 c m	0. 04	0. 04
くにみ幼稚園	50 c m	0. 06	0. 06	県北中学校	1m	0. 06	0. 10

◆問い合わせ 学校教育課 ☎585-2892

③仮置場の空間線量率及び地下水の放射能濃度(測定:地上1m、単位マイクロシーベルト/時)

仮置場	測定地点	10/31 · 11/1	11/6~8	仮置場	測定地点	10/31 · 11/1	11/6~8
藤田方部 1号	進入口	0. 06	0. 07	森江野方部 1 号	南側中央部	0. 09	0. 08
(山崎字前柳)	中心	0. 08	0. 07	(大字徳江・塚野目)	中心	0. 17	0. 18
藤田方部 2 号	進入口	0. 08	0. 08	森江野方部2号	南側中央部	0. 10	0. 10
(石母田字日矢来)	中心	0. 10	0. 07	(徳江字江添)	中心	0. 09	0. 09
藤田方部3号	東側町道沿	0. 09	0. 10	大木戸方部2号	進入口	0. 06	0. 06
(藤田字滑沢三)	中心	0. 07	0. 10	(高城字西)	中心	0. 07	0. 07
藤田方部 4 号	進入口	0. 07	0. 09	大木戸方部3号	東側中央部	0. 11	0. 11
(藤田字鶉町六)	中心	0. 08	0. 10	(大木戸字大久保)	中心	0. 08	0. 09
小坂方部1号	進入口	0. 07	0. 08	大枝方部 1 号	進入口	0. 05	0. 08
(泉田字大松山)	中心	0. 09	0. 10	(大字西大枝)	中心	0. 10	0. 08
小坂方部2号 西側中央部 0.07 0.09 ※10/24~10/31 の地下水の放						射能濃度は、含	全ての仮
(新内谷)	中心	0 11	0 09	置場において「不	検出」とな	いっています。	

の測定値。小坂方部1号、森江野方部、大木戸方部、大枝方部は11/1と11/8測定値。

◆問い合わせ 住民生活課 ☎585-2158

4. 単小学化センター内の空間線量率

⑤県北浄化センター脱水汚泥に含まれる放射能物質濃度 (単位:マイクロシーベルト/時) (単位・ベクレル/kg)

測定条件 測定場所 10/2 10/31 副門入口 1m 0.09 0.11 汚泥保管テント撤去跡地 0. 09 0. 08 1m

	(–	<u> </u>	/ · / · / 11 · S /
	採取月日	核種濃度	備考
最小値	10/18, 26	0	セシウム
最大値	10/24	168	134・137 合計

震災当時、留め置きされた約 25,075 t の下水汚泥は、平成 29 年 1 月末で全量場外搬出となりまし た。乾燥施設につきましては、平成29年度内で解体される見込みです。

【公益財団法人福島県下水道公社測定および集計】

◆問い合わせ 下水道係 ☎585-2984

⑥飲料水(水道水)の放射能物質濃度モニタリング検査結果

測定場所	取水場所	11/1		11/8	
		ョウ素	セシウム	ョウ素	セシウム
町水道事業	国見町役場	ND	ND	ND	ND

ND: 検出限界値未満 検出限界値: 1Bq/kg

※福島県内の水道水モニタリング検査結果については、福島県ホームページ(東日本大震災関連情 報/各種モニタリング結果)で公表しています。 ◆問い合わせ 水道係 ☎585-2997